

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886



末尾に先方提案の如く ON THE BASIS OF THE FOREGOING CONSIDERATIONS. 挿入に同意した。

(~~美英の在日問題~~ 2-11 とみよわら ため.)

3. 1972年(共同声明第5項)

(1) 先方より本国の新聞紙に「1972年に在日米軍のあり方と返還の実現が、その印象を与える文章に (中略)」

取付にあり、日本側の -- BY CONCLUDING -- 云々も 加した誤解を予て得ると指摘したの2; 当方より

日本側は加した意図に出たものでなく、英側が 2-11 (2) の EXPEDITE THE CONSULTATIONS

のみ有るとして、これを説明し、先方でも漸く理解した。 本邦に在る見地から、他の言明しを採る(中略)と (取決は締結が CONDITIONAL ともなうもの)

の後に意向を示した。

(2) 1972 年 彼我「討議」の結果、"THEY FURTHER

AGREED TO EXPEDITE CONSULTATIONS WITH A VIEW TO ACCOMPLISHING THE REVERSION IN

1972, SUBJECT ~~1972~~ TO THE CONCLUSION OF THESE SPECIFIC ARRANGEMENTS WITH THE NECESSARY

LEGISLATIVE SUPPORT. (7-28-71, 10月 1日 日米 条約の相違) を 22方にて AD REFERENDUM へ

一先合意した。先方4名の日本国内に報告したと述べて。

~~THEY FURTHER~~

~~AGREED TO EXPEDITE CONSULTATIONS WITH A VIEW TO ACCOMPLISHING THE REVERSION IN 1972, SUBJECT TO THE CONCLUSION OF THESE SPECIFIC ARRANGEMENTS WITH THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT.~~

本. 安保条約の復連取決め (共同声明第6項)

(1) 先方より WITHOUT MODIFICATION 日本側に必要と 見出されたので、当方より、政治上の問題として (重大有) (中略)

二ヶ取とその他の文言が、^{年12}当然の言葉の表明に
 準じて、~~その~~ 約(必要有る所)に適用
 (この見地から)

(た。

(2) 次の二ヶ先方抄「関連取決事」とは、行政指す本
 国抄確認等、訓令加ありと述べるので、

先方抄 電符字路、地位協定、秘密保持の交換文
 書、PFI-交換公文の肉付交換公文、Aの相互防犯

「援助協定に肉付交換公文の5者^{UPH}、^{UPH}国公の取決
 正之をそのである」とを説明した。(右が安全保障協定)

設置の肉付 社後書簡日中沖總の間の合意
 純正保一と後部と女の自然に効力を失う。以上記に
 入るべき旨を述べて説明した。

5. その他

(1) 先方提案の共同声明書 才(改本尾の DEFENSE

TREATY OBLIGATIONS に当り同意し、^{年8月}
 27日 先方提案の共同声明書 才4, 才5 (1972年7月)
^{年8月}
~~修正~~ 才6 (WITHOUT MODIFICATION 修正)、才7, 才8, 才9
 才9項の修正に先方が同意した。

(2) 先方抄、公開の文言の曖昧と条約の関連で、
 韓国、台湾、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド
 の保証取決事4の修正に先方が同意した
 修正は上述のとおりで、先方抄 昨の大凡どの
 会議で、大凡どの修正の案は、先方抄に
 度々「秘密保持」の言葉が添えられたこと
 等を感ぜて、先方抄 公使館に
 7月27日 各当局に対し、二ヶの修正は、この大凡どの
 修正と正等と説明されたことを要請し、先方
 了承した。